

改正土地改良法に規定された

連携管理保全計画（通称 ^{みどり}水土里ビジョン）
の概要

※本資料は、農水省が示した水土里ビジョン策定マニュアルVer. 2.2
（6月30日時点）を用いて、愛知県が作成したものです。

策定マニュアルの完全版は、農水省HPからダウンロードできます。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/midori_bizyon.html

01. 水土里ビジョンの必要性

- ・ 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、地域住民による末端の農業水利施設の管理に関する活動が困難となる傾向。
- ・ 施設管理に要する費用は、老朽化する施設の更新費用を含め、今後も増高していく見込み。
- ・ 土地改良区においてはその半数で専任職員がおらず、施設の管理などの求められる役割を十分に果たせなくなるおそれ。
- ・ これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、**保全に関する取組を推進する体制を構築**することが必要。

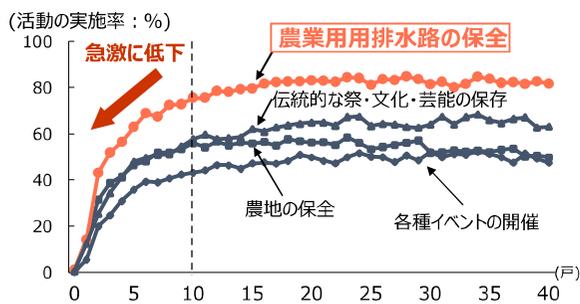
地域住民による施設保全活動の困難化

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

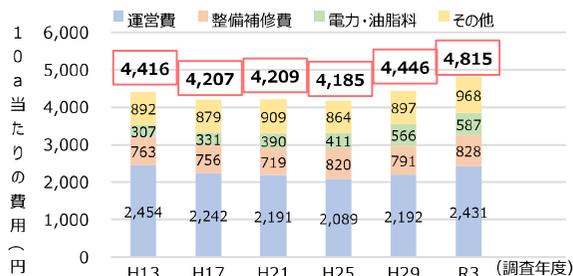
集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

維持管理の負担の増加

土地改良施設の維持管理費用の推移



資料：農林水産省

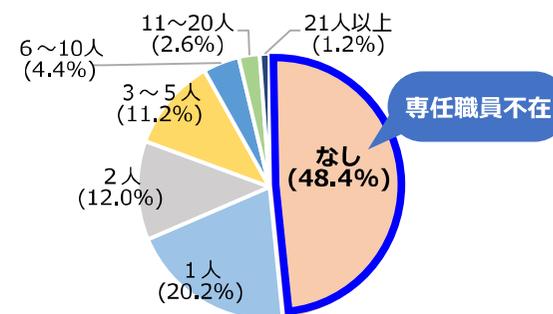
注1：金額は調査年度の2年度前の収支決算による。（例：2021年の金額は、2019年の収支決算による）
 注2：項目の「運営費」は、運営事務費、役員報酬及び職員人件費
 注3：項目の「その他」は、人件費、助成金等、適正化拠出金及びその他費用

維持管理費の増高要因



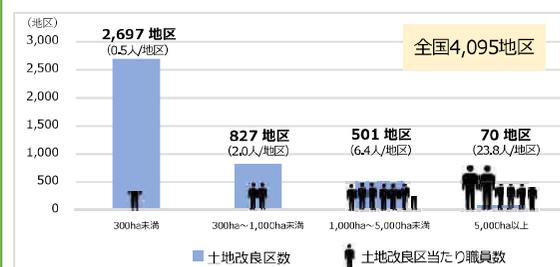
維持管理体制の脆弱化

土地改良区の職員設置状況



(令和5年度末、農林水産省)

面積規模別の職員数（土地改良区）



(令和5年度末、農林水産省)

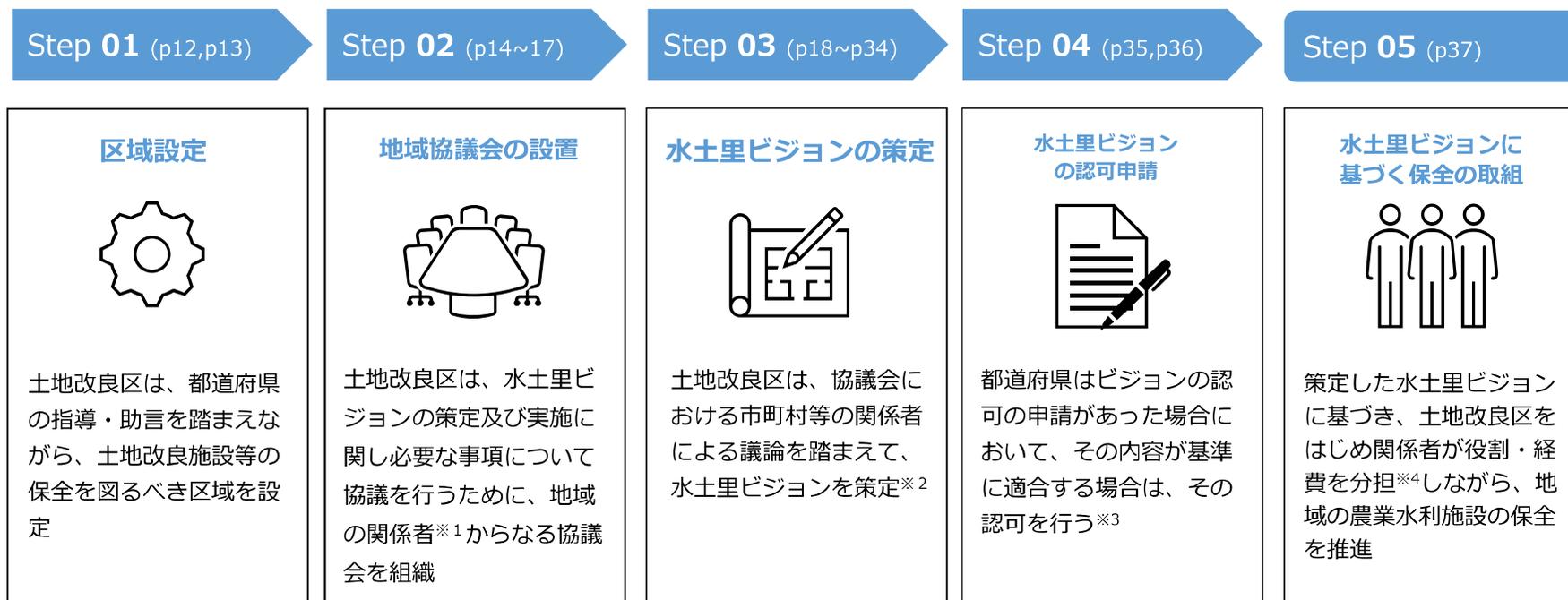
02. 水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう、「**水土里ビジョン**」の仕組みを創設。
- ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の**将来を見通して**、
 - ① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（**地域の農業生産基盤の保全**）
 - ② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（**土地改良区の運営基盤の強化**）
 に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。



03. 水土里ビジョンの策定手順

- 土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、水土里ビジョンを策定しようとする区域を設定。
- 地域の関係者により構成される協議会を組織し、協議の結果を踏まえて、水土里ビジョンの策定に取り組む。
- 策定した水土里ビジョンを踏まえて、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担しながら地域の農業水利施設の保全を推進。



※ 1 : 施設の管理者（水利組合、自治会、農業協同組合など）、関係市町村、その他の関係者（多面活動組織、施設管理協力者）等を想定

※ 2 : 水土里ビジョンの策定は任意であり、地域の実情に応じて必要性を判断

※ 3 : 土地改良区は水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請を行い、都道府県はそれらの認可を行う

※ 4 : 水土里ビジョンは、役割分担等に変更が生じる場合等において、必要に応じて変更することが可能

04. 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成）

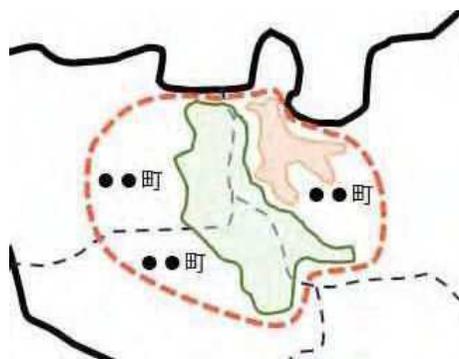
- 水土里ビジョンは、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続できるように、エリア内の基礎的な情報を「総論」として整理しつつ、「地域の農業生産基盤の保全」に関する事項と、「土地改良区の運営基盤の強化」に関する事項の2本柱で構成。
- いずれの土地改良区においても整理して記載すべき事項（必須事項）と、地域の状況に応じ、将来のために構想しておくと思われる事項（任意事項）とに分けて整理。

I 総論

必須

- 水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載する。

<ビジョン策定区域の例>



II 地域の農業生産基盤の保全

必須

- 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載する。

更新・補修



適切な更新計画の策定や長寿命化に向けた整備補修計画の策定

市町村等



施設の公益性等を踏まえた市町村等との役割分担や負担の調整

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載する。

III 土地改良区の運営基盤の強化

必須

- 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達的手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載する。

人材確保



土地改良区の活動の活性化に向けた職員・多様な役員の確保

経営収支健全化



経営状況の見える化や支出の削減、安定的な財源の確保

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイジング等）等について記載する。
- ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載する。

05. 水土里ビジョンの認可申請

- 水土里ビジョンを作成した土地改良区は、**総会の議決**を経て、**都道府県知事の認可**を受ける。
- 都道府県知事は水土里ビジョンを認可したときは、その旨を**公告**する。

水土里ビジョンの認可申請手続の流れ

総会議決

- **水土里ビジョンの認可申請の決議は**、土地改良区の組合員全体に関係するものであること及び任意的記載事項として重要議決事項である合併に関する事項を記載できることから、土地改良区の存立に直接関連する重要なものであるため、**重要議決により決します**。
- ※ 合併に係る認可の特例（8ページ参照）を受けるためには、別途、合併に係る事項を水土里ビジョンの任意的記載事項に位置付けて認可申請の議決を経た上で、当該決議の日から5日以内に、組合員に当該決議の内容を通知する必要があります。
- **水土里ビジョンに基づく保全の措置は**、非土地改良施設たる小規模な水路等の施設（末端施設）も対象とし、また、末端施設の管理者等（地域住民等の非組合員）も関わることから、**都道府県知事の認可を要する附帯事業となります**。
そのため、附帯事業として定款に位置付ける必要があります、総会（総代会）において定款変更に係る議決を経る必要があります。

認可

- 土地改良区は、認可申請にあたって、申請書に次の書類を添付します。
 - ① 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
 - ② 水土里ビジョンの認可申請の決議を行った総会の議事録
 - ③ 協議会（協議会を設置しない場合にあつては関連施設の管理者や市町村長）の意見を聴いたことを証する書面
 - 都道府県知事は、水土里ビジョンの適切性・有効性や、土地改良事業の実施を妨げるおそれがないか等を判断し、認可するか否かを判断します。（認可基準は次ページに記載）
- ※ 土地改良区は**水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請**を行い、都道府県はそれらの認可を行います。

公告

水土里ビジョンは土地改良区の組合員全体及び関係者に関係するものであることから、都道府県知事は**水土里ビジョンを認可したときは、その旨を公告**しなければなりません。

06. 水土里ビジョンの策定支援

- 土地改良区機能強化支援事業において、水土里ビジョンの策定支援を実施。

土地改良区機能強化支援事業（R7～R11まで）

水土里ビジョンの策定に必要な経費を支援

補助対象経費

- 施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- 施設諸元データの電子化等
- 運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- 会議室借上げ 等

事業主体：土地改良区

補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

<支援の活用にあたって>

事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定。

上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能。



経営診断・改善指導への支援

① 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

(水土里ビジョンを策定する場合の活用例)

水土里ビジョンには、経営診断結果及び経営診断結果に基づく対応方針を記載する。

※経営診断は、基本的には本支援の活用を想定しているが、土地改良区が本支援ではなく独自に会計の専門家等を活用して自ら経営診断を行うことも可。

② 改善指導

地域の土地改良施設の適切な保全・更新に向けた課題を解消し、土地改良区の経営を改善するために必要な調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

※本支援は、水土里ビジョンを策定しない場合であっても単独での活用が可能です。

(水土里ビジョンを策定する場合の活用例)

水土里ビジョンに策定した取組を実施するに当たって必要となる調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

例：営農形態の変化を踏まえた効率的な維持管理方法や施設規模の見直しについて
ため池湖面を利用した太陽光発電等、新たな収入確保方策について
施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携（マッチング）について

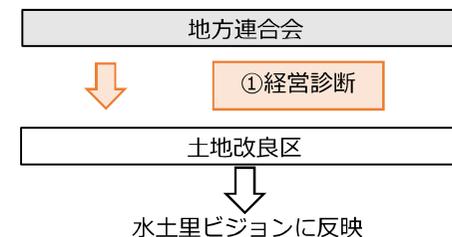
<支援内容>

経営診断、改善指導それぞれ、**指導1地区当たり8万円**の定額補助
(一つの地区に対して両方の指導を行うことも可。)

<支援の使い分け>

(水土里ビジョンを策定する場合の活用例)

- 水土里ビジョン策定前



- 水土里ビジョン策定後

